

大野市内高等学校スポーツ競技及び文化振興に関する全国大会等の出場に伴う
激励費の支給要綱

(平成8年1月22日教委訓令第1号)

改正 平成17年3月28日教委告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツ競技力の向上及び文化活動の推進を図るため、全国大会等に出場又は参加する大野市内高等学校（以下「高等学校」という。）に対し、出場激励費を支給することについて必要なことを定めるものとする。

(激励費の対象)

第2条 激励費の対象となる全国大会等は、次のとおりとする。

(1) ブロック大会 福井県大会にて選抜されて出場又は参加する7都道府県以上の規模の大会

(2) 全国大会 福井県大会又はブロック大会にて選抜されて出場又は参加する全国大会（16都道府県以上の規模で選抜される大会に限る。）

(激励費の額)

第3条 前条の大会へ参加する高等学校に対して支給する激励費は、1人当たり10,000円以内とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(支給の手続き)

第4条 激励費は、高等学校の校長が市長に申請を行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会がその都度定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(大野市内高等学校の全国大会及びブロック大会出場に伴う激励費の支給要綱の廃止)

3-2 大野市内高等学校の全国大会及びブロック大会出場に伴う激励費の支給要綱

(平成3年大野市教育委員会訓令第1号)は廃止する。

附 則 (平成17年教委告示第3号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。